

○越前市社会教育委員に関する規則

平成17年10月1日
教育委員会規則第19号

(趣旨)

第1条 越前市社会教育委員設置条例(平成17年越前市条例第200号)第4条により社会教育委員(以下「委員」という。)の会議などについては、この規則の定めるところによる。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員のうちに互選により委員長1人、副委員長2人を置く。

2 委員長は、会議を主宰し、委員を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

4 委員長、副委員長の任期は、その在任期間とする。

(会議の招集等)

第3条 委員の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年3回日時を定めて招集する。

2 教育長が必要と認めるとき又は委員の半数以上の者から会議の要求があるときは、臨時に会議を招集する。

(会議の成立)

第4条 会議は、在任委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議決)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、賛否同数の場合は委員長がこれを決する。

(議事の記録及び報告)

第6条 委員長は、議事の要領を記録し重要な事項については、教育委員会に報告しなければならない。

(平27教委規則1・一部改正)

(意見の具申)

第7条 委員が教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる場合には、あらかじめ教育委員会に通知しなければならない。

(平27教委規則1・一部改正)

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年6月20日法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長が従前の例により在職する場合においては、第1条の規定による改正後の越前市教育委員会公告式規則第2条第3項及び第3条、第2条の規定による改正後の越前市教育委員会会議規則第2条第2項ただし書及び第3項、第3条、第4条、第3章、第7条第2号及び第4号、第8条、第9条、第11条から第13条まで、第14条第2項、第15条第1項ただし書及び第2項、第18条第1項、第2項及び第6号、第19条並びに第21条、第3条の規定による改正後の越前市教育委員会傍聴規則第4条第4号ただし書、第5条ただし書及び第6条第1項、第4条の規定による改正後の越前市教育委員会事務局処務規則第4条及び第5条、第5条の規定による改正後の越前市教育委員会公印規則別表教育委員長の項、第7条の規定による改正後の越前市社会教育委員に関する規則第6条及び第7条並びに第8条の規定による改正後の越前市スポーツ推進委員の設置に関する規則第3条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の越前市教育委員会公告式規則第2条第3項及び第3条、第2条の規定による改正前の越前市教育委員会会議規則第2条第2項ただし書及び第3項、第3条、第4条、第3章、第7条第2号及び第4号、第8条、第9条、第11条から第13条まで、第14条第2項、第15条第1項ただし書及び第2項、第18条第1項、第2項及び第6号、第19条並びに第21条、第3条の規定による改正前の越前市教育委員会傍聴規則第4条第4号ただし書、第5条ただし書及び第6条第1項、第4条の規定による改正前の越前市教育委員会事務局処務規則第4条及び第5条、第5条の規定による改正前の越前市教育委員会公印規則別表教育委員長の項、第7条の規定による改正前の越前市社会教育委員に関する規則第6条及び第7条並びに第8条の規定による改正前の越前市スポーツ推進委員の設置に関する規則第3条は、なおその効力を有する。